# 取引業者の皆様へ

昨今、税金などの公的資金を原資とした研究費の不正使用が後を絶たず、社会的問題としても 大きく取り上げられております。

上武大学では、研究費の不正使用防止のための環境づくりに取り組んでおり、厳しく取り締まっておりますので、取引業者の皆様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

## ◎ 研究費の不正使用とは

本学に対して実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出・申請する行為をいいます。

## 【預け金】

架空の取引によって支払われた研究費を取引先が管理すること

#### 【品名替】

実際の取引とは異なる品名に差し替え、虚偽の書類を大学に提出るすこと

#### 【その他】

上記以外の虚偽の書類の作成

#### ◎ 不正行為に対する処分

本学に対して虚偽の書類(架空取引、品名替等)の作成をした場合には、その内容に応じて一 定期間、または今後一切の取引を停止することになっています。

本学の教職員からの依頼があっても虚偽の書類(架空取引、品名替等)の作成は絶対にされませんよう、ご協力をお願いいたします。

## ◎ 誓約書の提出について

本学の不正防止対策について、一定の取引実績のある取引業者様には、誓約書の提出を依頼することになっておりますのでご協力お願いいたします。

# ◎ 研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空取引や虚偽の書類作成、不正と思われる依頼があった場合には、下記通報窓口までご相談をお願いいたします。

## 上武大学大学本部総務課

TEL:0270-32-1010

FAX:0270-32-1021

E-mail:hsoumu1@ic.jobu.ac.jp